



新津商工会議所

No.282-1 2009年12月22日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

金融情報(平成21年12月21日現在)

新潟市制度融資の概要

地方産業育成資金	1,000万円	運 転 設 備	5年 7年	信保付 2.10%(責任共有制度対象外の利率)~
一般融資	2,000万円	運 転 設 備	7~8年	信保付 2.20% その他 2.70%
経営支援特別融資	3,000万円	運 転	9年	信保付 1.90% 市保証料の補助:300万円以内は全額、300万円~1,000万円は50%(12/1より75%)
商店街等活性化対策資金	資金用途等により異なる	運 転 設 備	8~20年	信保付 2.00% その他 2.50%
無担保無保証人融資	1,000万円	運 転 設 備	7~10年	2.20%

日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

普通貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 10年以内	2.15%~
教育資金貸付	200万円	教 育 資 金	10年	2.65%
経営改善貸付	1,500万円	運 転 設 備	7年 10年	1.85%

【新潟市制度融資の受付は、新潟市秋葉区役所か当所へ(当所は地方産業育成資金・一般融資・無担保無保証人融資のみ)、夏期・年末資金は取引銀行まで、その他9制度融資あり。日本政策金融公庫国民生活事業の申込は当所か公庫新潟支店(新潟市中央区寄居町332 TEL:025-228-2152)まで】

新潟県信用保証協会「緊急保証制度」

利用にあたっては認定要件として、「特定指定業種に属する事業を行い、市の認定を受けた中小企業の方」などが必要です。

保証限度額：2億8千万円(既存の経営安定関連保証の残高を含み、一般保証とは別枠です。)

信用保証料：年0.8%以内(無担保無保証人保証の場合は、年0.6%)

保証期間：最長10年(据置期間2年以内を含む)

保証人：原則として法人代表者以外、保証人は必要ありません

担保：必要に応じて提供

保証割合：100%

市緊急経済対策(金融支援)について

新潟市では、緊急経済対策の一環として、年末、年度末の資金需要に応えるため、また、借り換えの資金繰り円滑化のために、次のとおり制度融資の見直しが行われました。

1. 経営支援特別融資の信用保証料補助の拡充(中小企業者の負担軽減)

融資額	【現行】	拡充	【拡充策】
	補助割合		補助割合
300万円以内	100%	➔	100%
300万円超~1,000万円以内	50%		75%

2. 中小企業資金繰り円滑化借換融資の利用制限の撤廃

本融資について、1企業1回限りの制限を撤廃され、既往借入金の返済負担軽減と資金繰りの改善が支援されます。これにより過去に利用された方も利用可能となります。なお、今回の制度改正に伴い、借換元となる融資は、融資実行後6か月を経過した融資が対象となります。

3. 1及び2の取扱期間

平成21年12月1日~平成22年3月31日融資実行分

問い合わせ
新潟市経済・国際部・商業振興・雇用対策課金融係：TEL 025-226-1629

資金繰り円滑化相談会

事業の円滑な資金調達にお困りの中小企業の皆様を支援するため、下記により新潟商工会議所を会場に定例相談会を開催しています。

新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)

1月 5日(火)・2月2日(火)

・各種保証制度や保証申込手続きを知りたい

・資金調達の円滑化と経営安定化につなげたい方等

日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~)

1月12日(火)・2月9日(火)

・新規融資などの資金調達を受けたい方

・資金繰りの円滑化のため、新規融資に際し、既存公庫融資分と合わせて一本化する借換申込みを受けたい方

相談会のご利用についてはご予約をお願いします。

年末調整個別相談会

~ 給料・賞与を支払っている個人事業主の方へ ~

日 時：1月5日(火)・6日(水)

9:00~12:00 / 13:00~16:00

会 場：新潟商工会議所 3F

持参する物：年末調整の書類一式(税務署より郵送)

平成21年分所得税源泉徴収簿(ご記入の上、お持ちください)

生命保険料・地震保険料・国民年金の所得控除証明書

国民健康保険料払込金額の確認

控除対象配偶者や扶養親族等の氏名、生年月日の確認

税理士関与の方はご遠慮ください。

主 催：新潟商工会議所・新潟中小企業相談所・新潟青色申告会





新津商工会議所

No.282-2 2009年12月22日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

新春賀詞交歓会参加者募集

会員同士、会議所と会員との親睦を図るため、お1人でも多くのご参加をお待ちしております。

日 時 : 1月8日(金)
 会 場 : 新森ホール
 記念講演 : 15:00 ~ 16:00
 講 師 : 日本銀行新潟支店 支店長 栗原 達司 様
 テーマ : 「新潟県経済の現状と課題」
 パーティー : 16:00 ~ 17:30
 参加費 : 講演会聴講は無料
 パーティー参加費 5,000円
 申し込み : 当所まで



中小企業のための就業規則講座



昨年からの景気悪化による企業の派遣切りや雇止めに伴い、労働トラブルや支援するコミュニティユニオンの存在等がマスコミに採り上げられ、新潟市においても、労働者との個別労働紛争や、企業が合同労組から団体交渉要求をされるなどの事例が増加しつつあります。こんな中、記載不足や曖昧な表現の就業規則のため、トラブルを増幅しているケースも多々見受けられます。

セミナーでは、トラブルを未然に防止する就業規則の条文例等について、事例を交えて解説するとともに、併せて、平成22年4月に改正される労働基準法についても解説いたします。さらに、セミナー終了後、ご希望の方には個別相談会も開催いたしますので、経営者・人事労務ご担当者様のご参加をお待ちしております。

日 時 : 1月19日(火)
 13:30 ~ 中小企業のための就業規則講座及び改正労働基準法
 14:30 ~ 個別相談会

会 場 : 一楽
 定 員 : 20名(定員になり次第締め切ります)
 参 加 費 : 無料(冊子『就業規則作成・見直しのポイント』進呈)
 講 師 : 社会保険労務士(新潟県社会保険労務士会会員)
 申 込 : 当所まで電話かFAXでお申込ください。
 主 催 : 新津商工会議所・新潟県社会保険労務士会

ワンポイント知識 その 消費税の提出書の提出はお済みでしょうか?

事業者は、消費税法に規定されている各種の提出等の要件に該当する事実が発生した場合及び承認又は許可を受ける必要が生じた場合には、新津税務署長に対し、その旨を記載した届出書等を提出しなければなりません。

なお、各様式は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)からダウンロードできます。

届出書名	届出が必要な場合	提出時期
消費税課税事業者 選択届出書 (第1号様式)	免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするとき	選択しようとする課税期間の初日の前日まで
消費税課税事業者 選択不適用届出書 (第2号様式)	課税事業者を選択していた事業者が免税事業者に戻ろうとするとき	選択をやめようとする課税期間の初日の前日まで(注1)
消費税簡易課税制度 選択届出書 (第24号様式)	簡易課税制度を選択しようとするとき	適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで(注2)
消費税簡易課税制度 選択不適用届出書 (第25号様式)	簡易課税制度の選択をやめようとするとき	適用をやめようとする課税期間の初日の前日まで

(注1) 事業を廃止した場合を除き、課税事業者となった日から2年間は、この届出による課税事業者のとりやめはできない。

(注2) 届出後2年間は、事業を廃止した場合を除き、継続適用しなければならない。また、消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されない限り、その効力は存続する。

個人事業者が、平成22年から適用したい場合は、前年(平成21年)12月31日までに届出書を提出しなければなりません。

1月パソコン講座開催スケジュール(定員6名)



- ・表計算(初級)コース「Excel2007」
1月19日(火) ~ 21日(木) 14:00 ~
 - ・初歩の初歩コース「Windows Vista」
1月19日(火) ~ 21日(木) 18:00 ~
- 各コース共に受講料とテキスト代が掛かります。

お役立ち冊子差し上げます

帳簿書類の整理の仕方と業務上の留意点 - 日常の経理処理をスムーズにするために
今日からできる経営革新 - カイゼンでつくる強靱な企業体質
融資を受ける際の自己診断
商取引事故を未然に防止するための法律実務
経営に役立つ4冊をご紹介します。欲しい方は会議所までお電話ください。